

2016.9.14 一般質問

20番議員、日本共産党の金子卓です。

日本共産党の志位和夫委員長は9月9日、北朝鮮が核実験を強行したことについて、談話を発表しました。談話の内容は、

一つ、北朝鮮は、本日、核実験を強行した。北朝鮮による核実験の強行は5回目であり、この間繰り返された弾道ミサイル発射とともに、世界の平和と安定にとっての重大な脅威であり、北朝鮮の核・ミサイル開発の放棄を求めた累次の国連安保理決議、6カ国協議の共同声明、日朝平壤宣言に違反する暴挙である。日本共産党は、この無法な暴挙をきびしく述べる。

一つ、3月3日に全会一致で採択された国連安保理決議は、北朝鮮の核実験と弾道ミサイル発射を「最も強い言葉で非難」し、制裁措置の強化を決定するとともに、「6カ国協議への支持を再確認し、その再開を呼びかけ、2005年9月の共同声明での誓約への支持を再表明する」とのべている。核・ミサイル開発を放棄させるため、北朝鮮を6カ国協議の対話のテーブルにつかせることは、いよいよ急務である。そのために、国際社会が一致結束して、制裁措置の全面的で厳格な実施とその強化を含め、政治的・外交的努力を抜本的に強めることを求める。

一つ、核武装強化の道を進むことは、いよいよ国際的孤立を深め、北朝鮮自身にとっても未来のない道であることを、強く指摘するものである。

それでは、一般質問を一問一答方式でおこないます。前議会に引き続き、市が抱えている諸課題が主な内容であります。

1、東海第二原発について

(1) 老朽化原発の再稼働、運転期間延長

1番目は、東海第二原発についてです。ご存知のように、東海第二原発は国内で最も古い沸騰水型100万kW級の原発で、1978年11月28日に営業運転を開始しました。今年11月で38年になる老朽化原発です。東日本大震災時、東海第二原発は、非常用ディーゼル発電機用の海水ポンプ電動機が水没し運転不能となりました。原子炉の冷却停止には困難を極め、危うく福島原発事故のような事態に追い込まれる危険な状態でした。大震災後、県民の再稼働反対・廃炉を求める運動は大きく広がり、再稼働反対の署名は30万人に達しました。

政府は福島第一原発事故を機会に、安全上の理由から原発の寿命を法制化しました。原則40年で、20年の延長を認め、最長60年としました。日本原子力発電は2014年5月に、再稼働の前提となる新規制基準の適合性審査の申請をしましたが、運転開始後38年になる東海第二原発の再稼働にあたっては、運転期間の延長の審査を受けなけれ

ばなりません。

一昨日の県議会一般質問で東海第二原発の再稼働問題が取りあげられ、その中で、2011年3月11日の大震災前の3年間では19回だったマグニチュード5以上の地震回数は、震災後153回を数え、県内で発生する地震の状況が大きく変わっていることが指摘されました。今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%とも言われています。

仮に、再稼働が認められてしまったら、年々老朽化がすすむ東海第二原発の過酷事故の不安を抱えたまま私たち市民はさらに20年間も暮らさなければなりません。今、再稼働問題は、このような状況の中にあると考えます。8月27日の朝日新聞は、東海第二原発再稼働に反対する学者や弁護士らでつくるグループが8月26日に原則40年の運転期間の延長に反対する1万8895人分の署名を、原電と東海村、県にそれぞれ提出したことを記事にしています。

30キロ圏内に位置する常陸大宮市として、東海第二原発の再稼働中止を、国・県・原電に求めるべきです。市長の答弁を求めます。

<日本共産党県議団提供>

平成28年9月12日

茨城県防災・危機管理課

マグニチュード5.0以上の地震回数

【東日本大震災以降】

期間:2011年3月11日～2016年9月11日

回数 全国:638回※

内震央が茨城県:153回

※9月9日の回答では538回と回答いたしましたが誤りでした申し訳ありません。

【東日本大震災以前】

期間:2008年3月11日～2011年3月11日

回数 全国:317回

内震央が茨城県:19回

〈市長答弁〉 東海第二原発の再稼働の条件として、新規制基準適合性審査の合格、延長認可、安全協定による茨城県と東海村の承認が必要となります。今後、原子力規制委員会の新規制基準適合性審査に合格するか、そして運転延長の申請をおこなうかどうかについて注意深く見守りたいと思いますが、再稼働の条件がそろったときには、運転開始から38年を超える原発であっても科学的・技術的な見地から安全であると判断されることから、最終的にその判断をもとに、国の責任で再稼働すべきと考えています。

(金子意見) ただいま答弁がありましたが、市長は再稼働問題について注意深く見守

るというだけで、(再稼動に)賛成なのか反対なのか明確にしませんでした。先ほども述べましたが、今、東海第二原発の再稼動を認めるということは、20年延長を認めることになります。30キロ圏内96万人の避難などできるわけがありません。再度、常陸大宮市として、東海第二原発の再稼働中止を国・県・原電に求めることを強く要請し、次に移ります。

2. 自衛隊について

(1) 退職自衛隊の採用

2番目は、自衛隊についてです。最初は、退職自衛隊の採用です。8月27日の朝日新聞は、常総市で8月末に退職予定の自衛隊2佐の人を9月1日付で採用することを8月26日の定例記者会見で発表したと報じました。9月3日付の新聞でも守谷市での同様の記事が載りました。常陸大宮市として退職自衛官の採用をどのように考えているのか質問します。

<市長答弁> これまで本市は常陸大宮市地域防災計画にもとづき各種の防災対策を講じてきたほか、消防職員の再任用等により、市防災体制の強化などにも努めてきた経緯があります。今後は、さらなる防災に対する機能強化を図るため、防災士や地域防災マネージャーの資格者など専門的な知識や豊富な経験を有する職員の任用について検討する必要があると考えています。県内の自治体では、自衛隊を退職した方を任期付職員や嘱託職員として採用し、防災担当課に配属している実績があります。本市において、このような人材を求めようとするときに、基本的には本市の防災対策の充実・向上という視点から、最も適任と思われる人材を採用する方向で検討しますが、いずれにしても、広く豊富な知識と経験を持ち合わせている人材の活用を進め、防災行政のさらなる進展を図っていきたいと考えています。

(金子意見) 自治体に求められていることは、災害の発生しにくい環境に整える対策、また災害が起きても最小限にする対策を充実させること、それに、事前に災害情報を察知し市民に素早く提供するなど、防災情報の市民と共有することと考えます。以上、意見を述べまして次に移ります。

(2) 自衛隊員適格者名簿提出、住民基本台帳閲覧

次は、自衛隊員適格者名簿の提出、住民基本台帳の閲覧です。茨城県平和委員会の調査で2013年度、当市も含め県内12自治体で名簿を自衛隊に提出していると聞きました。提出項目は生年月日を18歳で押さえ、氏名・性別・住所を一覧表にして提出しているとのことでした。2014年7月に「適格者名簿の作成は問題」との新聞記事が書かれ、自治体の名簿提出にも変化があったとも聞いています。当市は、現在でも自衛隊適格者あるいは適齢者名簿の自衛隊への提出、または住民基本台帳の閲覧・転記をさせているかどうか確認します。

自衛隊は、自衛隊法97条、同施行令120条が根拠としていますが、施行令120条で「市町村に提供を求めることができるという資料」は統計資料であり、個人情報ではありません。個人情報保護法では住民基本台帳の外部提供を「原則禁止」にしています。「名簿提出」も「閲覧」「転記」も含め、そのことを本人には知らせていません。本人の同意もなくおこなわれていることは問題です。

この問題は、2015年3月参院外交防衛委員会でも取り上げられ、防衛省が自衛官適齢者の個人情報が載った名簿を提出させるため、市町村への働きかけを強める方針を徹底していることがわかりました。2013年の会議資料によると、自治体からの名簿提供が約3割にとどまっていることを問題視し、自治体への働きかけを推進するよう自衛官募集担当者に求めています。

自衛隊は住民基本台帳の閲覧や名簿提出で個人情報を得ており、政府は名簿提出は「依頼」であり、応じるかどうかは各市町村の判断次第してきました。当市が現在でも名簿を提供しているのであれば、今後はやめるべきと考えます。いかがでしょうか。

<市民部長答弁> 住民基本台帳法上は、一部の写しの提供は閲覧によることと定めていますが、総務省通知により自衛隊施工令に規定されている情報提供依頼については、他の法令において情報の提供を求めるができる旨の規定がある場合に該当するので、自衛官および自衛官候補生の募集のために必要な情報を提出しています。今後、自衛官募集の資料の提出依頼がある場合は、法令にもとづく要請であるので、提出するものと考えています。

(再質問) 再質問で確認したいのですが、個人情報を出す場合は、それなりの審議会に諮って決めなければならないと理解していますが、そのような手続きは踏んで提出しているのでしょうか。

<市民部長答弁> 個人情報に関する場合は、条例等でもこのような請求に関しては該当しないとなっているので、そういうものには諮っていません。

(金子意見) 先ほどの答弁の中で、事務の一部をおこなうということが述べられましたけれど、募集事務をおこなうことと、本人に同意もなく基本的な個人情報を一覧表にして出すということは別な問題であります。先ほど、国会で取りあげられた話もしました。名簿提出はあくまで依頼であり、応じるかどうかは自治体の判断という見解と私は理解しています。先ほどの3割というのは2013年の資料のようですが、現在、県内でどのような状況なのかわかりませんが、全部の自治体が提供してわけではありません。応じるかどうかは市の判断です。名簿提出を再度強く要請し、次に移ります。

3. 公民館制度について

(1) 「公民館制度」のあり方

3番目は、公民館制度のあり方です。教育委員会から諮問のあった「常陸大宮市にお

ける公民館制度のあり方について」市社会教育委員会議は3月30日付で答申書を提出しました。答申書は、「中央公民館制度を導入し、各地域にひとつずつ公民館を整備し、公民館分館については集会所に移行する」としています。答申のいうところの集会所では、社会教育法による社会教育施設としての目的・事業・組織などの規定が適用されなくなり、公民館の理念や制度への否定です。公民館は住民の生活、教育、文化活動などにかかわる大変重要な役割を持っている施設です。本来の公民館活動にとってふさわしい体制は教育行政にあります。また、高齢化・過疎化が進む当市にとって、地域に根ざした分館こそ充実すべきと考えます。教育委員会として、公民館のあり方をどのように考えているのか質問します。

＜教育長答弁＞ 公民館は、社会教育法第20条で市町村その他一定地域内の住民のために実際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業をおこなうことを目的に設置される社会教育施設であり、社会教育の学校と称される性格を有した施設です。市内の公民館の現状は、町村合併以降、各地域の5つの公民館と大宮地域の8分館、山方地域の12分館で講座や文化活動をおこなっています。こうした中で、大宮地域と山方地域に分館があってその他の地域に分館がないのは不均衡ではないか、また分館の活動内容が本来の活動とは乖離していて、集会所と変わりがないのではないかという意見をもらっています。

こうした状況に加え、高齢化や人口減少、学校統合などの社会環境の急激な変化の中で、公民館のあり方についても検討することが急務となっています。こうしたことを踏まえて、教育委員会では平成27年7月、社会教育委員会議に常陸大宮市における公民館制度のあり方について諮問をしました。社会教育委員会議は、平成28年3月30日付で答申書を教育委員会に提出しています。

教育委員会としては、この答申を受け、社会教育を専門とする大学教授、社会教育関係者や地域の代表などで構成する第1回公民館検討委員会を本年7月に開催し、公民館制度のあり方についての基本方針を策定する協議を始めています。

教育委員会は、検討委員会の時に分館を集会所に移行するという結論ありきの考えでのぞんでいるわけではありません。分館についても検討委員会の協議の結果を踏まえつつ方針を定めていきたいと考えています。

（再質問） 検討委員会が7月に発足したと述べられましたが、いつ結論を出すのか、そのスケジュールを説明してください。その検討委員会の結論にもとづいて、教育委員会としての基本方針をいつまでに決めるのか、合わせてお聞きします。

＜教育長答弁＞ 検討委員会は6回開催を予定していますので、本年度3回、来年度3回を予定しています。その結論が出ましたら、教育委員会も内部検討を進め、方針を出していきたいと考えています。

（再質問） 来年度3回ということは、来年度中に基本方針を決めると理解してよいので

しょうか。

＜教育長答弁＞ 正直に申しまして、社会教育についての議論がまだ熟していません。社会教育とまちづくりの区別がはっきりしていない状況です。こうした議論も進めなければやっています。集会所の活動と公民館活動が同じではないのかという学者の意見もありますし、別にすべきだという学者の意見もあります。常陸大宮市にふさわしい公民館制度となると、すぐにはといことはむずかしいのかなと思っていますが、私たちはがんばって近々にという表明をさせてもらいます。

（金子意見） 公民館分館を含めた公民館が、社会教育法による社会教育施設として維持・充実されることを求め、次に移ります。

4. 文化財保存展示について

（1）新しい文化財保存展示施設整備

4番目は、文化財保存展示であります。国指定を目指して調査をすすめている泉坂下遺跡は、今年度の第4次調査で最終現場確認調査が終了しました。国指定となりますと、泉坂下遺跡から出土した人面付土器をはじめとする出土品には、耐震・盗難防止、温度・湿度の管理できる収蔵展示室の整備が求められます。現在、大宮館に暫定的な収蔵室を整備していますが、いつまでもそこに収蔵というわけにはいきません。新しい文化財保存展示施設整備は、どのように検討されているのかお聞きします。

＜教育長答弁＞ 現在、泉坂下遺跡の弥生再葬墓から出土した人面付土器1点を含む土器48点、およびその土器の中に入っていた滑石製玉5点が国の重要文化財指定に向けて平成24年度から27年度にかけて確認調査を実施してきました。本年1月には全国の専門家によって構成される文化財分科会の第3専門委員会から15名が来て現地視察をしました。その際、ものは申し分ないと高い評価をもらいましたが、保存展示施設については改善を要する状態にあるとの厳しい意見をもらっています。また、9月8日9日に文化庁の調査官が来庁し、平成29年2月に国の文化審議会にかけるべく最終チェックをおこないました。

一方で、国の重要文化財指定を受けるに当たっては、その活用を含め保存展示施設の充実が求められています。保存展示施設については、平成25年7月に教育委員会から市文化財保護審議会に、市が保管する有形文化財の適正な管理・保存および市民俗資料館の今後のあり方について意見を求め、平成26年3月に答申があり、その中には防火・防犯・耐震を備えた文化財保護の中核的拠点施設整備の必要性が盛り込まれています。

このようなことから、泉坂下遺跡の国の重文指定も相まって、平成26年12月に保存展示施設整備計画を検討するための内部検討委員会を立ち上げ、展示施設に求められる条件、建設候補地について平成27年まで協議してきました。検討した結果、施設の設

置意義、その利活用、また市の現状、さらには関連施設の連携等を考慮し、ランニングコストを抑えたコンパクトな施設の整備をめざしていることから、改めて利用する市民や専門知識を有する学識経験者等で組織した機関での幅広い見地からの意見を求めるということが不可欠であるとの結論に達しました。

現在、委員の人選に当たっていますので、近々、市文化財保存展示施設整備検討委員会を設置し、整備計画についての検討に着手する予定です。

(再質問) ただいま説明があり、歴史民俗資料館の今後のあり方について、文化財保護審議会に諮問したということですが、平成25年第3回定例議会でそれに関する質問答弁があり、当時の審議会委員の意見の要約として、1つ目は現在の施設を中心に整備・改修する、2つ目として廃校等を利用して整備・改修する、3つ目として施設を新たに新設する等の方向性が示されていると答えています。現在、公共施設等総合管理計画が策定中であり、公共施設のあり方が大きな課題となっています。新しい文化財保存展示施設は、新設するのか、あるいは既存施設を改修して整備するのか、どうなのでしょうか。再質問します。

<教育長答弁> 前回はそのように答弁しました。現在でもそれには変わりはありませんで、いろいろな条件を考慮しながら、市の現状・市全体の施設をどのように考えていくか、そういう関連の中で、もう一度検討していくということです。したがいまして、新しい施設をつくるのも一つの案ですし、廃校を等を改修するのも案ですし、今ある施設を改修するというのも案です。いろいろな観点からもう一度専門家の意見を聞きながら、アドバイスをもらいながら最終的な検討をするという考えでいます。

5、道の駅について

(1) 道の駅「常陸大宮」の収支

5番目は、道の駅についてです。最初は、道の駅「常陸大宮」の収支です。8月16日の市議会全員協議会で、3月から7月までの月別レジ通過者数と部門別売上金額が報告されました。元気な郷づくり(株)の今年四半期(4~6月)の収入額とその主な内訳、支出額とその主な内訳をお聞きします。

<経済建設部長答弁> 道の駅「かわプラザ」全体での4月期から6月期までの販売金額は、合計で約2億4477万円です。

* 金子注：8月16日に報告された部門別売上げ金額（消費税込み、4月～6月計）…農産物（テナント・JA常陸）約8421万円、特産品（直営）約7981万円、レストラン（直営）約1628万円、軽食（直営）約1190万円、軽食（テナント・瑞穂農場）約1439万円、店頭食品（直営）約2204万円、店頭ジェラード（直営）約1614万円。

運営管理会社「元気な郷づくり株式会社」の収支は、収入が合計で約1億4804万円、内訳は特産品販売部門が約7489万円、レストラン等フード部門が約6031万円、テナ

ト料等が約850万円、その他指定管理料を含む収入が約434万円です。

支出は合計で約1億4074万円、内訳は仕入れ等の原材料費等が約8420万円、従業員給与等の人物費が約3474万円、その他電気料・広告宣伝費等の一般管理費が約2180万円です。

4~6ヶ月までの営業利益は約730万円で、月平均にすると約243万円の黒字です。

(再質問) 定例議会ごとに道の駅の経営状況を文書で報告することになっていますが、8月16日の全協では、先ほど述べましたように、レジ通過者数と推定入場者数、それと部門別売上金額の報告だけです。今後は、それぞれの収支も報告していただきたいと思います。また、報告だけでなく、質問の時間もとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

<経済建設部長答弁> 今後、部門別の収支についても可能な限り報告したいと考えています。また、質問等がありましたら真摯に答えたいと考えています。

(再質問) 部長答弁がありましたが、株式会社の社長である市長の答弁も確認のためお聞きしたいと思います。

<市長答弁> 議会からの要望であつれば、可能な限り当然出していきたいと思います。

(2) 道の駅「常陸大宮」の改善点

次は、道の駅「常陸大宮」の改善点です。オープンして半年近くになり、また常陸太田市に同様の施設ができました。それぞれ地理的、予算的な制約の中で工夫した経営がされていると思います。それぞれの良い点を取り入れ生かすことは大事なことだと考え、質問します。

具体的には、「入り口・出口が時によって変更したり、路面表示も実態に合っていないでわかりづらい」と利用者の声を聞きます。改善の考え方を質問します。

また、県施工の駐車場ですが、凹凸が著しく、雨の日や雨後の排水が悪く、歩きづらいと指摘されています。市施工の臨時駐車場はすぐに改修されましたが、県施工の駐車場は今もって対策が取られていません。どうなっているのか質問します。

今議会初日に示された「元気な郷づくり(株)」の経営状況報告書の中、平成28年度事業概要に事業の課題と今後の展開施策が4項目に分け、記載されています。この書類は、5月の株主総会に提出されたもので、まだ道の駅「常陸太田」のオープン前でした。9月11日の茨城新聞の日曜版ティストは、「田園におしゃれな空間」と紹介しています。私も、第一印象として「おしゃれ」に感じました。常陸太田の新しい道の駅を担当課として見て、新たに感じることもあったと思います。そのことも加えて、事業の課題と今後の事業展開で重点的に取り組むテーマを説明してください。

道の駅「常陸大宮」の職員採用でありますと、オープン当初より、パート・アルバイトを含め職員数が増えていると聞きました。不景気な中、雇用の場が増えるということは地域

にとって喜ばしいことです。それだけに関心も高くなっています。臨時職員を含め、職員採用はどのようにになっているのか、また改善点等がありましたらお聞かせください。

以上、答弁を求めます。

＜経済建設部長答弁＞ 出入り口の変更については、国道118号線が渋滞した場合、少しでも多くの車を道の駅場内に誘導するための渋滞緩和対策として臨時的におこなっています。通常とは異なる進入となるため、場内には交通誘導員を配置するとともに、また誘導看板を設置するなど安全対策に努めています。また、路面表示については、案内標識等の追加設置路面表示の追加等の検討を今後考慮して考えていきます。

小型駐車場の雨水排水対策については、施工が常陸大宮土木事務所ということで問い合わせたところ、現在対策を検討中とのことであり、年内には改修を実施する予定と聞いています。

道の駅常陸大宮の管理運営会社「元気な郷づくり株式会社」が平成28年度の施策展開として、今以上にお客様に喜ばれる道の駅をめざすため重点的に取り組むテーマを4項目設定しました。まず、フード部門のコンセプトの再構築ですが、より季節感と地域性を打ち出していくため、農産物販売部門等と連携したメニューの開発や幅広い客層に応じたメニューの展開など、お客様の満足度を高めていきたいと考えています。

次に、農産物の販売力強化ですが、現在、農産物の過不足や品揃えの不足などにより、お客様から必ずしも満足を得られている状況にはなっていないため、JA常陸と連携しながら生産者に対する出荷量や栽培品目の充実に努めていきたいと考えています。

さらには、商品紹介方法の工夫や情報発信システムの活用による売り場づくりの改善等により購買環境を図っていきたいと考えています。特產品の品揃えの充実については、日々の売上データーを活用した商品の陳列や市内製造者に対してさらに新たな出品をお願いしています。また、イベント的な特設ブースの設置や陳列方法の改善など、出品したくなるような売り場づくりもおこなっていきます。

多彩なイベント企画運営については、誘客のためのイベントの企画や地域の魅力を発信するイベントの開催など、常にぎわいがあり多くの方が集う道の駅をめざしていきます。

社員等の採用についてですが、募集については原則としてハローワークを通して募集をしています。しかし、開業当初は多くの来場者が訪れたことや、採用予定者の辞退もあつたため急遽採用したケースがあります。採用にあたっては面接等を実施し採用しました。今後も、社員等の採用については、平等や公平性の観点からも原則公募による募集をおこなっていきたいと考えています。

(再質問) 先ほど、元気な郷づくり株式会社の平成28年度事業概要に事業の課題と今後の展開施策、これの4項目の説明がありましたけれど、その第1にフード部門のコンセプト再構築ということが説明されました。コンセプト再構築をフード部門の課題としたこと

の説明を求めます。

＜経済建設部長答弁＞ 今後も基本となるコンセプトの変更はありませんが、より市内産の積極的活用や、お客様の意見等を取り入れた市民参加型のメニューづくりなど、より強化した取り組みを進めていくために改めてテーマとして設定したところです。

（再質問） それは今まで言われていたことです。「コンセプトの再構築」という言葉を使ったのはそれなりの理由があると思います。市長はご存知でしょうか。わかりましたら説明してください。

＜市長答弁＞ フード部門で結果的に余り魅力のないものが出ていたのか、あるいはお客様の要望に応え切れないものも出ているのかな等々ありますので、約半年になって見直すところは見直せということです。

（金子意見） 「コンセプトの再構築」、なぜ（オープンして1ヵ月ちょっとしか経っていない5月の総会で）このような言葉が出たのかなという疑問があったので質問しました。答弁がありましたか、よくわかりません。それを申し述べます。

それから、雇用の場が増えるということは非常に喜ばしいことですけれど、関心も高くなっています。職員採用に関しては不信を持たれないよう手続き、取り扱いをしていただきたいと思います。